

広報

おやまざき

8

2018(平成30)年

新プール！夏本番！



今月の主な内容

- 災害への備えを再確認しましょう P2
- 第二大山崎小学校の新プールが完成しました P6
- 平成31年4月開所予定の民間保育所についてお知らせします P8
- 平成30年度 あったらしいな駅前ワークショップ P11

vol.607

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>

新しいプールで授業を受ける第二大山崎小学校の児童たち。水しぶきと歓声が毎日あがっています。(関連記事6ページ)

大山崎町公式facebook・twitterスタート！

おやまざきの”旬”をお届けします。
町ホームページまたは
右記QRコードをチェック！



土砂災害編（「天王山山麓」ってどこ？）

7月5日☎午前7時45分、大山崎町に「土砂災害警戒情報」が発表されました。それを受けて大山崎町では「天王山山麓」地域に「避難勧告」を発令。さらに危険度が高まったため、午後8時15分には「避難指示（緊急）」に切り替えました。この「避難指示（緊急）」は3日後の8日☐午前8時10分まで継続するという異常事態でした。

土砂災害の恐れがあり、避難が必要な地域はどのあたりなのでしょう。右の図は、大山崎町防災ハザードマップに掲載している「土砂災害想定区域図」です。土砂災害防止法に基づき、急な斜面や土石流が発生しやすい谷あいや、京都府が「土砂災害警戒区域」に指定したものであり、この「土砂災害警戒区域」を避難の目安としてください。

ただし、全国的に見れば、「土砂災害警戒区域」に指定されていない地域でも土砂災害は発生しているため、やはり、山の近く（斜面から概ね50m程度）にお住まいの方は、十分に警戒してください。

大山崎町防災ハザードマップは役場で配布しており、町のホームページでも閲覧いただけますので、あらかじめご自宅の場所を照らし合わせてご確認ください。



Survive

シリーズ防災 政策総務課危機管理係 ☎956-2101(内331)

Vol.61

災害への備えを再確認しましょう

【大阪府北部を震源とする地震】
平成30年6月18日☐午前7時58分。大阪府北部を震源とする最大震度6弱を記録する地震が発生し、大山崎町でも震度5強を観測しました。大山崎町内でも多くの建物が被災し、水道管への衝撃による濁水が発生するなどの被害が生じました。

【平成30年7月豪雨】
ようやく、事態が落ち着き始めた7月5日☎、前日からの長雨により、土砂災害発生の危険性が高まったため、午前9時に天王山山麓地域に避難勧告を発令（その後、避難指示（緊急）に切り替え）。さらに、桂川上流での大雨により河川水位が上昇したため、午後10時45分にJR線路より東の地域へ避難勧告を発令する事態となりました。大山崎町では大きな被害は発生しませんでした。全国的の惨状は報道されている通りです。

犠牲となられた方のご冥福を慎んでお祈りし、被災された方にお見舞いを申し上げますとともに、あらためて災害に対する備えを確認する機会として、今月号の survive をお届けします。

洪水編（桂川が氾濫する？）

日付	時刻	発令状況
5日☎	18時40分	避難準備・高齢者等避難開始発令
	22時45分	避難勧告発令
6日☐	5時50分	避難勧告解除
	13時20分	避難準備・高齢者等避難開始再発令
7日☐	17時20分	避難勧告再発令
	1時35分	避難勧告再解除

7月5日☎午後10時45分、桂川の水位が上昇し、氾濫の危険性が高まったため、大山崎町はJR線路より東側（桂川側）の地域を対象として、「避難勧告」を発令しました。

その後、水位が低下したため、日付が変わった7月6日☐午前5時50分に避難勧告を解除しましたが、午後になって再び水位が危険水位まで上昇したため、午後5時20分に、再度「避難勧告」を発令するという、異例の事態となりました。

【嵐山、鴨川、日吉ダム】
河川の水位は、河川が大規模になればなるほど、近くの雨量よりも、上流全体の総雨量が重要となります。桂川の流域面積は約1100平方キロメートルに及び、大山崎町の184倍近い面積となるため、町内の雨の様子よりも、丹波山地、京都市北部、日吉ダム、南丹市、亀岡市、保津峡、嵐山、桂と下り、鴨川と合流した結果としての水位を注視する必要があります。町内では雨が小康状態なのに、突然「避難勧告発令」という事態が起こります。

【実際の水位や降雨は？】
桂水位観測所で氾濫危険水位を2度にわたって超えたため、それぞれの段階で避難勧告を発令しました。結果として、雨雲が北部に移動したため、桂川の水位は落ち着きを取り戻し、大事には至りませんでした。一方で、雨雲が、北部一帯に移動したことにより、舞鶴市、綾部市、福知山市、などの京都府北部では、浸水害、土砂災害が発生するなど、甚大な被害が発生しています。このことから、「今回大山崎町が被害を免れたのは、ほんの偶然だった」ということを思い知らされます。

同報系防災行政無線の音声調整を行います

平成29年9月から運用している同報系防災行政無線（屋外スピーカー）によって避難情報をお伝えしています。

より聞こえやすい放送ができるよう、8月中旬にテスト放送を実施し、調整を行ないます。詳細はHPと防災・防犯情報メールにてお知らせしますが、複数回の放送を行ないますので予めご承知おきください。

9月9日曜日に総合防災訓練を実施します

大山崎町では、下記の通り「平成30年度大山崎町総合防災訓練」を実施します。

と き：9月9日☐ 午前
ところ：天王山夢はたる公園

今年の訓練は地震を想定した救助救出訓練に加え、水害時の移動の困難さや水圧のかかったドアの開閉を体験できる「水中歩行訓練」の体験コーナーも設け、地震、風水害を網羅した、文字通り総合的な訓練として実施します。見学参加は自由です。詳細は来月号広報をご確認ください。

強い雨が降った場合の方が、数値が高くなります。今回の豪雨で大山崎町内の土壌雨量指数は最大「230」を示しました。これは、綾部市で実際に土砂災害が発生した地域と同じ程度の指数です。

【危険な前兆傾向】

土砂災害は特に予想が難しく、これまでの全国的な災害においても、避難情報や土砂災害警戒情報が発表されていない状況で災害が発生した例もあります。危険な前兆傾向をご紹介しますので、斜面などで発見された場合は直ちに避難してください。

- ・がけに割れ目が見える
- ・がけから水が湧き出している
- ・がけから小石が落ちてくる
- ・沢の水が濁り、流木が混じる
- ・雨が続けているのに沢の水位が下がる

大阪北部地震による漏水の上下水道料金を減免します

6月18日に発生した大阪北部地震により、水の使用をお控えいただくなど、使用者の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。あわせて、ご自宅の漏水確認や節水に御協力いただきありがとうございます。

この度大阪北部地震により、漏水があり、修理をした使用者の方については、通常の漏水減額の対象を拡大して減免を行います。

○減免対象者
大阪北部地震により、水道管等（給湯配管等は除く）の水道設備での漏水があり、修繕をした使用者で、水道料金の用途が家事用の方

○減免内容
水道料金、下水道使用量ともに、前年同期等の水量を上回る水量部分を免除します。なお、漏水が発生していても基本水量の範囲内であれば、減免の対象にはなりません。

○減免対象料金
大阪北部地震発生日の平成30年6月18日を含む平成30年度2期分（7月検針分）
※地震発生日を含まない平成30年度2期分は対象になりません。

○申請方法
上下水道料金減免申請書（大阪北部地震用）を申込先まで。郵送可、消印有効。
申請様式はホームページまたは町役場上下水道課で取得してください。

○申請期間
12月28日金まで

○その他
対象となる減免対象は平成30年度2期分（7月検針分）のみです。平成30年度3期以降の料金は対象になりませんので、7月検針時漏水が発生していないか「使用水量のお知らせ」や納付書、通帳等で必ずご確認ください。

※今回に限り、町指定工事業者以外でも可（ただし、修繕したことが確認できる書類や写真の提出を求める場合があります）

○問・申込先
〒618-8501（住所不要）
大山崎町役場 上下水道課 業務・府営水道係
☎956-2101
（内271, 272, 273）

住宅の耐震診断・改修を助成します

	耐震診断	簡易改修（屋根の軽量化等）
対象 （記載要件を全て満たす住宅）	▼昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅もしくは平成30年6月18日に発生した大阪北部地震により被害を受け、り災証明を交付された木造住宅▼延べ床面積の2分の1以上を住宅の用途として使用していた自己診断の結果、倒壊などの危険性が高いもの	▼昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅もしくは平成30年6月18日に発生した大阪北部地震により被害を受け、り災証明を交付された木造住宅▼延べ床面積の2分の1以上を住宅の用途として使用しているもの
自己負担費・補助金額	自己負担費：3,000円	簡易改修に要する費用の4分の3、最高30万円
募集件数	9件（先着順）	30件（先着順）
申込期限	平成31年1月上旬	—

○広報7月号についてのお詫び
広報おおよまぎ平成30年7月号で、P22に記載していた「耐震診断・改修の募集」について、広報誌印刷後に受付数に達し、皆さまのお手元に広報誌が届く頃には受付終了となっております。速やかに町ホームページに受付終了の旨を掲載しましたが、混乱が生じたことをお詫び申し上げます。
問・申込先＝建設課都市計画係 ☎956-2101（内263）

地震編（どんな備えが必要？）

6月18日の大阪府北部を震源とする地震は、大山崎町でも多くの問題を引き起こしました。

「あの日、何が起ったのか」「次に起こった時にはどうすればよいのか」という視点から、あらためて地震災害への備えを確認しましょう。

【緊急地震速報】
今回の地震では「緊急地震速報」が、地震が発生してから届きました。これは地震の震源が関係しています。緊急地震速報は、各地の震度計が地震を感じた後、その地震の広がりや瞬時に予測し、震度4以上の揺れが予想される地域に発表されますが、今回のように震源がすぐ近くであれば、情報が届く前に揺れが届いてしまします。一方で、南海トラフ地震のように震源が遠い場合には、早ければ数十秒前にメールが届き、揺れに備えることが出来ます。

【揺れている間は安全確保】
地震発生時には机の下などで頭部を保護し、家具の倒壊や頭上の落下物から身の安全を確保します。その時にご自身やご家族を危険から守ってくれるのは、「家具を事前に固定する」「高いところに重い物を置かない」という備えを実践する自分自身です。

【揺れが収まったら】
落ち着いて火の始末をし、避難経路を確保するためにドアや扉を開けておきましょう。万が一、火災が発生した場合でも、近所に助けを求め、119番通報を行なった上で、初期消火を行います。

【火の始末は揺れの後で】
地震発生時には、まず「火の始末」を思い浮かべる方も多いと思います。関東大震災や、阪神・淡路大震災では、地震後に発生した火災により、救助を待つ多くの方が焼死するという痛ましい事態が起こってしまいました。しかし、揺れが続いている間に鍋の火を無理に消そうとすると、鍋がひっくり返って大やけどを負うなど、かえって危険です。地震の揺れは、どれほど大きくても数分で収まる上、多くのガスメーターは揺れを感じるとガスを自動的に遮断します。まずは身の安全を確保し、揺れが収まってから落ち着いて火の始末をしましょう。

【避難する際には】
避難する際は火災予防のためにガスの元栓、電気のブレーカーを落とし、ブロック塀や瓦屋根、屋外看板の下は避けて避難しましょう。近所で救助を必要とする方がいないか確認し、協力して救出活動を行ないましょう。ただし、二次災害を防ぐためにも無理はせず、消防や警察を頼る判断も大切です。

【断水・濁水】
今回の地震では、水道水に濁りが生じ、使用できない事態となり、ご迷惑をおかけしました。水道本管が受けた衝撃によるもので、抜本的な解決策は水道管の交換しかなく、今後も同様の震度で同様の事態が生じることが懸念されています。また、高槻市のように水道管の断裂などが起れば、さらに事態は長期化する可能性があります。水の備蓄はもちろん、長期化に備えて給水用の容器などもご準備願います。

【交通障害】
大規模な地震が発生すると、鉄道各社は安全確認のために運行を見合わせ、いわゆる「帰宅困難者」の問題が発生します。今回の地震は発生時刻が平日の朝で、多くの方が足止めに遭われたのではないのでしょうか。通信障害はありませんでしたが、もっと大規模な被害に備え、日頃から家族の集合場所や連絡方法を話し合っておきましょう。

【地域で出来ること】
今回の地震では、大山崎町内で倒壊家屋はなく、救助救出に力を合わせるという事態は起こりませんでした。が、次の地震が同じとは限りません。また、平日朝の時間帯ということで地域に高齢者と子どもたちがいらないといった事態が生じていたかもしれません。「いざという時は自分がかする。家族を守る。」という方は、災害時に必ず家庭にいられるでしょうか？あらゆる事態に備えるには、日頃から地域内で防災・減災に取り組み、いざという時に頼り合うことのできる近所の関係性（絆）を作ること。それが一番の防災対策と言えるのではないのでしょうか。

第二大山崎小学校の新プールが完成しました

第二大山崎小学校のプールの校舎敷地への移転事業として、平成29年度から継続事業として施工していたプール改築工事が6月8日に完成しました。
旧プール等撤去工事などの関連工事を含め、施工は保護者や地域住民の皆様のご理解、ご協力のもと、無事に完了することができました。
あらためて、皆様へその概要をお知らせします。
なお、詳細は町HPをご覧ください。

問＝町教育委員会 学校教育課 ☎956-2101（内210）
（保育所民営化に関することは福祉課児童福祉係（内181））



新プールの概要

規模（プール面積）
大プール（5コース）
250㎡（25m×10m）
小プール 40㎡（4m×10m）
構造

水槽ⅡFRP製
附属室等Ⅱ鉄筋コンクリート製
附属室等の内容
更衣室、トイレ、機械室、倉庫（防災用備蓄倉庫含む）、
防災用飲用水ろ過機配置

校舎敷地内へ移転したことで、この間、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変容してきた中であって、それまでの道路を隔てて設置されていることで起こり得る危険リスクが格段に軽減され、かつ、子どもたちが移動する時間が短縮され、授業時間を有効に活用できるようになりました。
また、不測の事態が発生した場合、より迅速な対応が可能となり、子どもたちの安心・安全の向上を図ることができました。
さらに、プールの水を飲料水、生活用水等に浄化するろ過機や、防災用備蓄倉庫を整備し、避難所としての機能を充実させました。

関連工事の概要について

プール改築工事に関連して、プール及び放課後児童クラブ等の旧施設の撤去工事を次のとおり実施しました。

工事名
第二大山崎小学校プール等撤去工事

工事内容

- ① プール旧施設の本体の解体・撤去
- ② プール旧施設の基礎杭抜き
- ③ 放課後児童クラブ旧施設の解体・撤去
- ④ 埋蔵文化財保管倉庫の解体・撤去

工期

平成29年12月12日

～平成30年3月31日

当初契約金額

16,652,520円

撤去工事の変更契約について

プール基礎杭の引抜き作業を進める中で、地中からコンクリートガラ等の地中埋設物が出現し、当初の施工条件の変更が必要となりました。
また、コンクリートガラの出

現状況から、その範囲がプール

等の撤去範囲にとどまらず、その後の土地利用として予定している民間保育所の建設範囲に及ぶことが見込まれたことから、子育て支援という大きな町政課題への対応として、今回の撤去工事と合わせて一体的に施工すべく追加工事を行うための必要経費として、去る平成30年3月議会において、補正予算7,600万円が慎重審査のうえ、議決されました。

ア 補正予算案の内容

設計委託料 500万円

工事請負費 7,100万円

イ 変更契約の主な工事内容

杭抜き作業資機材の増設
干渉する地中埋設物の撤去・処分

ウ 変更後の工期

平成29年12月12日

～平成30年4月30日

工 変更後の契約金額

37,648,800円
（20,996,280円の増額）

※工事請負費7,100万円のうち杭抜き作業に係る追加工事費として約2,100万円のみ執行し、残り5,500万円については施工業者と協議不調となり未執行

関連工事にかかるQ&A

Q1. なぜ、プール基礎杭を抜くの？

プールの基礎杭の引抜きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、工作物の除去に伴って生じた不要物は、適正に処理することが義務付けられており、プール本体の撤去により不要となったプールの基礎杭を地中に埋めたまま存置させることは同法に違反することから、本体の解体・撤去と併せて全て引き抜く必要があるものです。

Q2. 変更契約にかかる工事内容とは？

当初契約に係る工事費の設計時点においては、プール基礎杭の引抜き作業にコ

Q3. 変更後の契約金額の妥当性は？

変更契約に係る工事費の積算に当たっては、土質、支障埋設物の有無等の施工条件の変更に対応した積算資料に基づいて工事価格を改めて試算し、施工業者から追加工事に係る見積書を徴して比較するとともに、本町における過去の同種工事の工事価格との比較も行い、見積額の妥当性を検証しました。

Q4. 変更後の契約金額に制限があるのでは？

町にはそうした制限についての明確な定めはなく慣例的に国の定めに準じているところ。なお国では当初契約額の30%を超えるものは、別途の契約とすることを原則としていますが、平成26年の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正により、発注者の責務が明確化され、これに基づき、国（国土交通省）の各機関では、



▲地中埋設物出現状況



▲撤去工事のようす

Q5. 未執行の補正予算は、どうなるの？

ガイドラインを策定しました。
今回もそのガイドラインに準じて変更契約を行ったもので、何ら問題が生じるものではありません。

未執行の補正予算 約5,500万円
（7,600万円ー約2,100万円）

については、民間保育所建物予定地の地中埋設物撤去・処分にかかる実施設計費（500万円）及び工事費（5,000万円）として計上したものです。が、これについてはプール等旧施設の撤去工事の施工業者との協議が整わなかったことなどから、工期の短縮など効率的に実施できる方法を模索し、民間保育所事業者との費用負担などの協議・調整の結果、民間保育事業者がその責任において地中埋設物の撤去・処分を行うこととし、5,500万円は執行しないものとなりました。ただし、民間保育事業者が実施する撤去工事に要する経費について、

最大4,500万円を町が補助することとしました。

Q6. なぜ民間保育所建設予定地のコンクリートガラ撤去等の費用を町が負担するの？

今回のコンクリートガラ等の地中埋設物は杭の引抜き作業を進める中で出現したものであり、民間保育所の公募段階ではそれを想定していませんでした。出現後、幾度となく民間保育事業者と協議を行うも、どうしても保育所建設に支障するため、町として当初の公募条件に反する（町の瑕疵に該当する）との判断で町がプール等撤去工事と一体的に施工することとして、補正予算を提案したものです。

しかし、結果的にプール等撤去工事の施工業者との協議が不調となったため、民間保育事業者が保育所建設の支障除去に必要な最小限の範囲において実施することとして、町が補助金を交付するものです。なお、施工に当たっては、最終的なガラ等の量に応じた出来高による精算において、町の負担限度額（4,500万円）を超える場合は超える額を事業者負担とすることとしています（逆に出来高による精算の結果、4,500万円を下回るときはその額を町が負担します）。



▲イメージ図

設に現在入所している児童の保護者、社会福祉法人端山園及び町の三者による懇談会を開催しています。

懇談会では、今後開所される民間保育所の運営や保育内容などについて、保護者からの様々な質問や意見を出し合いながら情報共有をしています。

また、社会福祉法人端山園が現在運営している認定こども園へ見学に行き、施設や保育内容の説明を受け、さらには現在認定こども園に入所している保護者との意見交換や給食の試食を行いました。

このほか、町立保育所の取り組みと新設される民間保育所で予定されている保育や運営内容などについても、意見交換を行っています。

この間の懇談会において、参加していただいている保護者からは、「町立保育所とは違う部分も多かった」、「お互い魅力がたくさんあり、これから選べるようになることは良いと思う」、「それぞれの良い部分を職員同士が共有できれば、町全体の保育の水準が高まっていくのではないか」といったご意見が聞かれました。

なお、三者懇談会の概要については、町立保育所や小規模保育施設で配

布しているほか、町HPにも掲載しています。

❖ **民間保育所建築に伴う工事について**

近隣地域の皆様へ、ご理解、ご協力いただきました民間保育所建築予定地の掘削工事について、その経過についてお知らせします。

第二大山崎小学校プール等解体工事の経過から、民間保育所の園舎建築予定地部分にもコンクリートガラ等の地中埋設物が存在することが推測されました。

この地中埋設物は、園舎建築に支障が生じると判断のもと、昨年8月の民間保育所設置・運営事業者の募集の際には、想定していなかったものであることなどから、町では、当初プール等解体撤去と一体工事を予定しておりました。

しかし、施工業者との協議が整わなかったことから、効率的に実施できる方法を模索し、設置・運営事業者との費用負担などの協議・調整の結果、設置・運営事業者がその責任において、保育所の園舎建築工事に伴う一連工事として、必要最小限の範囲で地中埋設物の撤去・処分を行うこととな

❖ **今後のスケジュール（予定）**

平成30年 8月	園舎建築工事
9月	
10月	民間保育所説明会
11月	平成31年度入所案内配布
12月	平成31年度入所申込受付
平成31年 1月	
2月	入所内定結果通知
3月	入所説明会
4月	民間保育所開所

平成31年4月開所予定の 民間保育所（大山崎さくらの里保育園〔仮称〕） についてお知らせします

町では、この大山崎町の地で安心して子どもを生み、育てられる環境を整備しながら、『みんなが笑顔で子育てできるまちづくり』を進めている中、喫緊の課題である待機児童問題と施設の老朽化問題の速やかな解消、また、民間活力を導入することにより、多様なニーズに応えるサービスの充実・向上を図り、子育て支援をさらに進めるために、町立第2保育所の民営化を進めています。

平成31年4月の開所に向けて、事業者（社会福祉法人端山園）による施設整備のほか、運営方法などについて協議を行いながら進めているところです。

今後も町の広報誌やホームページを通じ、事業の進捗状況をお知らせしていきます。引き続き町民の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

問＝福祉課児童福祉係
☎956-2101（内150・181）



❖ **施設概要について**

今回整備する民間保育所については、待機児童問題の速やかな解消を図るため、現在の入所定員よりも増やした形で定員170名を予定しています。また、新たに施設を整備するにあたっては、国からの補助金を活用します。

園舎の前には、駐輪及び駐車スペースを設けて、園舎は鉄骨造の2階建て、延べ床面積は約1,500平方メートルを予定しています。1階部分は、3歳～5歳の幼児用の保育室のほか、一時的に保育が必要な方が利用できる一時保育室、また、地域の子育て支援拠点としてのスペースも整備されます。

2階部分には0歳～2歳の乳児用の保育室や遊戯室のほか、夏季期間中にプールを設置することができる屋外遊戯場を予定しており、敷地の東側（西法寺公園側）に園庭が整備されることとなっています。

❖ **運営内容について**

現時点で確定している内容になります。次の内容以外については、決まり

次第随時お知らせします。

1. 開所時間 園／国 午前7時～午後8時（午後6時～午後8時は延長保育時間になります）
2. 休所日 日・祝・年末年始（12月31日～1月3日）
3. 受入年齢 0歳児（生後57日目から可能）～5歳児（就学前）
4. 定員 170名
5. 給食 0歳児～5歳児まで完全給食になります。アレルギー対応もあります。
6. 保育内容 乳児は担当保育、幼児（3歳児～5歳児）は保育内容に応じて異年齢保育と年齢別保育を組み合わせて行います。
7. 駐車場 10台程度（入口・出口を分けて敷地内は一方通行にします）

❖ **民間保育所開設に係る三者懇談会を開催しています**

新たに開所される民間保育所が円滑に運営を行っていくために、必要な事項について意見交換や情報共有を行う場として、町立保育所や小規模保育施

りしました。

また、町は喫緊の課題である待機児童対策を進めていくための必要経費と認識のもと、保育所整備事業の一環として、4,500万円を上限として補助金を交付することとしています。

なお、掘削工事は6月4日から施工しており、引き続き8月からは園舎建築の工事が本格的に進められる予定です。町民の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

駅前周辺の観光について考えてみませんか？

平成30年度 あったらしいな 駅前ワークショップ

と き＝8月18日(土) 10:00～12:00

ところ＝大山崎ふるさとセンター3階会議室 問＝建設課都市計画係 ☎956-2101 (内261)

JR山崎駅前・阪急大山崎駅前について、現状では、各種公共交通や一般車両が混在し、加えて歩行者・車両の分離がされていない危険な状況となっています。

地元の方々が思う駅前のあり方、どのような駅前が求められているかなどを昨年度からワークショップ形式で開催しています。今後の駅前まちづくりを、みんなで考えてみませんか。

【応募方法】 ホームページや申込先で配布している申込書を窓口へ直接またはFAX、メールで提出、または電話申込

【定員】 先着20名

【応募資格】 どなたでも参加できます

【募集締切】 8月15日まで (必着)

【問・申込先】 建設課都市計画係

☎956-2101 (内261)

FAX957-1101

✉tokei@town.oyamazaki.lg.jp



プログラム

【第1部】
10:00～10:30 講演会
テーマ：観光潮流の変化とコンテンツツーリズム
講師：京都文教大学 総合社会学部 総合社会学科
片山 明久 准教授

【第2部】
10:30～12:00
『駅周辺の観光』を
テーマとしたワーク
ショップ



Relax

中央公民館図書室だより

図書室
開室時間 平日 10:00～17:00
土日祝 10:00～16:30

休室日 毎週月曜日
8月30日(火)

図書室
(公民館内) ☎957-1421

【図書室内でのマナーについて】

夏休み期間中は、図書室の利用が通常よりも多くなります。図書室の中では、飲食、撮影、電話での通話はご遠慮ください。気持ちよく過ごせる空間作りのため、皆様のご協力をお願いします。

【新着図書紹介】

児童書

『四人のヤッコ』

西内 ミナミ／著

鈴木出版

一人っ子のヤッコは、遊ぶことは好きだけどピアノの練習と宿題は大嫌い。「私にそっくりな子がいたら、代わってもらえるのに」と思っていたら、三人のヤッコが現れて…どうなる、本物のヤッコ!!



『なぜこうなった？あの絶景のひみつ』

増田 明代／文・写真 講談社

『ファインディング・ゴビ』

ディオン・レナード／著 あすなろ書房

『よるのわがしやさん』

穂高 順也／文 文芸堂

『つくえはつくえ』

五味 太郎／作 偕成社

一般書

『わたしの本の空白は』

近藤 史恵／著

角川春樹事務所

ある日目覚めたら、自分が何者なのか分からなくなっていた。夫と名乗る男、よそよそしい義家族、夢の中に現れる男…。周囲からの虚実入り混じった言葉と、僅かな記憶の断片から見つけ出した空白の正体とは。



『成功ではなく、幸福について語ろう』

岸見 一郎／著 幻冬舎

『平成史』

佐藤 優／著 小学館

『日本の色図鑑』

吉田 雪乃／著 マイルスタッフ

『きげんのいいリス』

トーン・テヘレン／著 新潮社

【人権問題法律相談～リーガルレスキュー隊～】

京都府では、人権問題に関する相談窓口を設けています。差別されていると感じたり、悩んでいる方は、小さなことでもご相談ください。

—電話相談—

と き＝毎月第1・第3(火)

14:00～16:00 (20～30分程度)

☎741-6321 (専用電話)

—面接相談—

昼 間	<京都府庁での相談> と き＝毎月第4(火) (事前予約制) ※8月のみ第2(火)13:30～16:30 申込期限＝8月7日(火) 問・申込先＝京都府人権啓発推進室 ☎414-4271 FAX414-4268
	<宇治総合庁舎での相談> と き＝8月28日(火) (事前予約制) 13:30～16:30 申込期限＝8月21日(火) 問・申込先＝宇治総合庁舎 ☎0774-21-2049 FAX0774-21-2106
夜 間	<京都弁護士会京都駅前法律相談センター> と き＝毎月第3(火) (事前予約制) ※8月のみ第4(火) 申込期限＝8月15日(火) 問・申込先＝京都弁護士会京都駅前法律相談センター ☎741-6322

※面接申込 (電話またはFAX) は9:00～17:00までです
※インターネットのサイト→人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」でもご案内しています。http://kyoto-jinken.net/service/legal/

【人権擁護委員に相談】

○心配ごと相談

と き＝毎月第1、第3(金)

13:30～15:30

ところ＝役場1階相談室 (予約不要)

人権擁護委員は法務大臣から委嘱され、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をしています。大山崎町では5人の人権擁護委員がおられます。



平成30年7月1日付けで中田 貞之さん (大山崎小字尻江) が人権擁護委員として新たに委員となりました。

お互いを
思いやる気持ち
—人権—

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは、「人間が人間らしく生きる権利で生まれながらに持つ権利」です。一人ひとりがお互いの人権を尊重できる町をめざしましょう。

問＝政策総務課総務係 ☎956-2101 (内321)

差別を解消するための3つの法律
平成28(2016)年に、3つの法律が施行されました。
○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重して共生する社会をつくることをめざし、施行されました。
「不当な差別的取扱い」の禁止や「合理的配慮の提供」を求めています。
・不当な差別的取扱い
例…保護者や介助者が一緒にいないと入店できない
・合理的配慮の提供
例…段差がある場合に、スロー

プなどを使って補助する
○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的なデモ活動、インターネット上での差別的言動や他人を煽動する言動は、いわゆる「ヘイトスピーチ」と呼ばれます。ヘイトスピーチは人々に不安感や嫌悪感を与え、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせかねません。ヘイトスピーチは許されないと宣言するとともに、解消をめざして施行されました。
○部落差別の解消の推進に関する法律

現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴い、部落差別に関する状況に変化等が生じていることを踏まえ、部落差別のない社会の実現をめざして施行されました。

事前登録型本人通知制度
○どのような制度？
住民票の写し等を代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した人に対して、その「交付をした」という事実をお知らせするものです。住民票の写し等の不正請求・不正取得により、個人の権利が侵害されることを抑止・防止します。(住民票

の写し等の証明書を交付できないようにする制度ではありません)
○登録方法
大山崎町役場1階2番窓口(税住民課住民係)へお越しください。必要書類や条件など、詳しくはお問い合わせください。

さまざまな人権問題

日常生活の中には、次に示す以外にも、社会情勢の変化等に伴い、人権にかかわる様々な問題や課題があります。

・同和問題(部落差別) —日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題。
・女性—職場等におけるハラスメント、夫・パートナーからの暴力など
・子ども—児童虐待、いじめ、暴力行為や体罰、いじめを苦に自殺など
・高齢者—介護の際に虐待を受けるなど
・障がいのある人—障がいを理由としてサービスの提供を拒否するなど
・LGBT—性的指向やからだの性ところの性との不一致に悩む人への、周囲の心ない言動など

こんにちは！ 広報まちづくりサポーターです

「広報まちづくりサポーター」が町内で話題のイベントや注目の人、自身の体験などをレポートします。

町にお店が増えたらいいな

「大山崎でお店をしたいんです！」という相談をよく受けます。これを読んでいる大山崎町民のみなさんの中にはもしかすると疑っている人もいるかも知れませんが、本当です。しかもこれは僕たちだけではなくて、大山崎でお店をしている他の方も同じ相談をよく受けると言っていました。大山崎でお店をしたいと思っている方は本当にたくさんいるのです。

大山崎のもつ緩やかな雰囲気、自然豊かな環境、利便性などに惹かれて、暮らしながらお店を営みたいという方が多いように思います。でも、その中で実際にお店をはじめる方はほんの一握りです。要因は様々ですが、大きな壁となっているのは「物件が見つからない、ということです。ただでさえ面積の小さいこの町で、お店のできる、しかも条件に合った物件を見つけるのはとても難しいのです。

ただ、このままでは良くないかと、僕は思っています。先日の大きな地震のあと、僕たちのお店（夫婦でコーヒー豆屋

問＝政策総務課企画観光係
☎956-2101（内312）

町民目線で
まちの話題を
キャッチ！



中村 佳太 さん

をしています）には、いつもいらしてください近所の方がいつも通りお買い物にいらして、みんなで「地震大丈夫だった？」とか、「まだ心配だね」といった会話をして、その後はいつも通りの世間話をして、僕たちもお客さんも「なんとなく不安な気持ち」を紛らわせていました。こうして近所同士がなんとなく集まって気軽にコミュニケーションを取れるというのは、町のお店の大切な役割なのだと実感したので

です。その人のやりたいことが実現するとか、便利になるとか、お金が回るとか、お店が増えることには様々な効果がありますが、町に暮らすわたしたちにとってはそういったこと以上の意味がお店にはあるように思うのです。

町にお店が増えたらいいな。僕はそう思っています。難しいけれど、そのために出来ることをみんなで探していきたいです。



Fire Department

消防ひろば

大山崎消防署 ☎956-0119 ㊟957-0999

第12回乙訓消火技術競技 会参加チーム募集

乙訓地域に所在する事業所等で初期消火の技術を競う大会の参加チームを募集しています。
ときⅡ10月19日㊟午後1時～午後4時（雨天中止）
ところⅡ三菱ロジスネクスト(株)総合グラウンド（長岡京市勝竜寺14番）
競技種目Ⅱ(1)消火器競技 1チーム2人（男子・女子部門別）(2)屋内消火栓競技 1チーム3人
対象Ⅱ町内の自衛消防隊を組織している事業所等
申込期間Ⅱ8月3日㊟8月22日㊟
問・申込先Ⅱ乙訓消防組合消防本部予防課 ☎95316042

平成30年度 乙訓消防組合消防士募集

採用予定日Ⅱ平成31年4月1日
採用予定人数Ⅱ7名程度（うち1名程度は救急救命士）
受験資格Ⅱ消防吏員および救急救命士のそれぞれ大学卒、短大卒、高校卒
※年齢等詳細は、乙訓消防組合消防本部総務課総務係にお問い合わせください
※視力裸眼0.1以上（矯正1.0以上）、色覚および身体に職務遂行上支障がない方、日本国籍を有している方に限ります。
【試験日および試験科目】
・第1次試験Ⅱ9月16日㊟（基礎能

シリーズ 火災・救急

現場からのメッセージを紹介します。

花火シーズンの到来！

夏休み期間中、花火による事故が多く発生しています。花火の正しい遊び方を徹底し、子どもを事故から守りましょう。

注意事項

- 子ども達だけでなく、大人と一緒に遊びましょう。
- 必ず水の入ったバケツを用意しましょう。
- 花火を人や家に向けたり、燃えやすい物のある場所で使用しない。
- 風の強い時は、花火で遊ばない。
- 吹き出し、打ち上げ等の筒もの花火は、途中で火が消えても筒を覗かないようにしましょう。
- 花火に書いてある注意事項をよく読んで必ず守りましょう。

事故事例

- 手持ち花火が衣服に着火し、やけどをした。
- 花火がなかなか着火せず、覗き込んだ瞬間に発射され、目を負傷した。
- 打ち上げ花火が転倒し、近くの枯草に燃え移った。

花火による事故の半数以上が10歳未満の子ども達です。子ども達の安全のためにも、大人がしっかり付き添って注意してあげましょう。



普通救命講習

心肺蘇生法（人工呼吸、胸骨圧迫）とAEDの取扱い、止血法、その他応急手当などの講習です。受講無料。
ときⅡ8月19日㊟午前9時～正午
ところⅡ大山崎消防署2階訓練体育室
定員Ⅱ30人（先着順）
申込方法Ⅱ消防署で配布する受講申込書に必要事項を記入のうえ左記申込先まで
申込期間Ⅱ8月4日㊟8月18日㊟
問Ⅱ大山崎消防署救急係 ☎95610119
消防本部救急課 ☎95316039（消防本部救急課は平日昼間のみ）

グリュエツィ + Grüezi! Adrianのスイス通信

どうも、CIR(国際交流員)として町で働いているアドリアン・フリースです。皆さんにもっとスイスのことを知ってもらえるよう、日本とスイスの似ているところや違いなどを紹介していきます。どうぞ、よろしくお願いします。

大山崎町に来てから一年が経って ～烏兎兎～



信じがたいことですが、まだ未熟で、恥ずかしがり屋の私が人生の冒険に出かけてから、もう一年が経ちました。しかし、私の頭の中はすでに大山崎町の素晴らしい思いで溢れています。たくさんのいい体験をしたり、とても素敵な住民の皆さんや同僚に出会えたりして、この一年間は本当に楽しかったです。どうも、有難うございます！

ですが、まだまだ私は今でも未熟な存在ですし、この町の為にもっと全うすべきと思います。更に「国際交流員」の役職は奥が深く、真摯に受け入れなければなりません。だから、JETプログラムを一年間終えましたが、まだこの素晴らしい国から離れることはできません。人の絆は、相互の経験によって養われて、時間の経過とともに強くなれるものだと思います。

だから今後は、スイスの文化を皆さんに紹介し、大山崎町の魅力を外国の方へ伝えることを必ず頑張ります。町か

ら離れて住んでいますが、こちらの住民の皆さんともっと触れ合いたいと思います。日本とスイスの文化や言葉は大きく異なりますが、私たちの心と性格はよく似ています。そのため、私たちはすぐ仲良くできる、と思っております。

皆さんの心づくしのおもてなしを感謝しますとしか言いようがありません。それではまた大山崎町の道で会いましょう！多情多感！



青木葉谷展望台は大山崎町で気に入った場所の一つです